

船主海第 168 号
船主企第 41 号
2022 年 8 月 3 日

国土交通省
海事局長 高橋 一郎 殿

一般社団法人 日本船主協会
会 長 池田 潤一郎

民間武装警備員が乗船可能となる日本船舶の拡大を目的とした物資指定について

平素より、我が国外航海運業界の活動に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご既承の通り、ソマリア沖・アデン湾における海賊問題につきましては、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」（海賊対処法）に基づき、海上自衛隊護衛艦による民間商船の護衛ならびに哨戒機による上空からの警戒、また、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」（特措法）により、一部船舶の民間武装警備員の乗船が可能となっておりますことから、おかげさまをもちまして、近年、ソマリア沖・アデン湾での海賊事件発生件数は減少しており、日本商船隊の航行の安全が確保されている状況です。

国土交通省をはじめとする関係省庁のご尽力に対しまして、改めまして厚く御礼申し上げます。

一方で、本年 2 月のロシアのウクライナ侵攻を受け、我が国を含め国際的に行われております経済制裁により、世界的に、エネルギー資源、小麦等の食糧の輸入などに大きな影響が出ており、国内のみならず世界的なインフレの中、わが国の国民生活にも影響が及んでいること、ご存知の通りです。

今回の侵攻では、国際情勢に起因してエネルギーや食糧の供給確保に大きな影響が発生するという問題が改めて浮き彫りにされ、また、現在の状況のみならず、将来において発生し得るリスクも十分念頭に置き、我が国のエネルギー、食糧等の重要な物資を確保するために、それを支えるサプライチェーンの確保が不可欠であるということも改めて認識されたところです。

このような状況下において、島国である我が国にとって経済的な安全保障を確保するために、サプライチェーンを支える日本商船隊の安全航行対策の重要性はますます増大しております。

従って、海上交通の動脈の通過する主要海域における安全確保は不可欠であり、輸送について、未だリスクの続く海賊問題への対応もその最たる例といえます。

現行の特措法では、民間武装警備員を乗船させることができる船舶を「原油その他の国民生活に不可欠であり、かつ、輸入に依存する物資として政令で定めるものの輸送の用に供する日本船舶」と定めており、政令では、「原油」のみが「国民生活に不可欠であり、かつ、輸入に依存する物資」として規定されております。

しかしながら、サプライチェーンの確保の観点から、原油以外の「国民生活に不可欠であり、かつ、輸入に依存する物資」、即ち、石炭・液化石油ガス等のエネルギー資源や、鉄鉱等の原材料、小麦等の食糧等を輸送する船舶についても民間武装警備員の配乗を可能とすることが、我が国の輸入にとっての主要な航路となる欧州とインド洋をつなぐ紅海、アデン湾の海域における航行の安全を確保する上で、不可欠であると言えますことから、こうした重要物資についても指定をしていただき、民間武装警備員を乗船可能とならしめる日本船舶を拡大していただけるようご高配を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

以上